

## 敦賀市民間最終処分場の費用負担問題について

### 1 これまでの経緯

昭和 62 年から敦賀市樫曲に設置した管理型最終処分場で産業廃棄物処理業を行っていたキンキクリーンセンター(株)が、平成 8 年頃から平成 12 年までの間、違法に処分場を増設し、許可容量の 13 倍もの廃棄物の処分を行ったもので、処分場からの浸出液が、処分場直下を流れる木の芽川に漏出している状況であった。

福井県はキンキ社に対し、処分場の適正管理や対策工事等の措置命令を発令したが、キンキ社はこれに従わず事実上の倒産となったことから、平成 14 年、県は代執行(応急対策)に着手し、その費用について、一般廃棄物の処理責任は市にあるとして、敦賀市に協力を求めた。

この処分場には産業廃棄物と一般廃棄物が 7 対 3 の割合で入っているが、敦賀市の一般廃棄物は一切搬入されていない。しかし、市民の安全・安心の確保という観点から対策をとらなければならない、費用協力に応じることとした。

敦賀市は、福井県との協議により代執行費用の 2 割を負担することとし、環境省の助言により市の負担 2 割のうち 3 分の 2 を処分場にごみを搬入した自治体に求めることとした。

応急対策の効果検証の結果、更なる対策が必要となり、平成 18 年に福井県と敦賀市はキンキ社及び同社役員に対し措置命令を発令し、その後共同で代執行事業(抜本対策)を実施している。この抜本対策事業は、平成 24 年度で工事が完了し、平成 25 年度以降は引き続き水処理及び浄化促進対策等を行っている。

また、この代執行事業に係る費用についても敦賀市は 2 割を負担しその 3 分の 2 を搬入自治体に求めており、本事業終了まで引き続き求めていく。

平成 26 年 10 月には、費用負担に応じていなかった当時の津山圏域東部衛生施設組合(平成 27 年度末に解散)を提訴し、現在も福井地方裁判所において係争中となっている。また、平成 28 年 3 月には、津山圏域東部衛生施設組合に対して当初請求した額である 192,084 千円から、敦賀市が環境省の助言により除外していた敦賀市負担額の 3 分の 1 部分についても拡張して請求することとし、現在は 309,706 千円を請求している状況である。

## 2 訴えの提起に係る議案について

### (1) 事件名

事務管理費用償還請求事件

### (2) 訴えの相手方

	団体名	所在県	構成市町村
1	南那須地区広域行政事務組合	栃木県	那須烏山市、那珂川町
2	高座清掃施設組合	神奈川県	海老名市、座間市、綾瀬市
3	穂高広域施設組合	長野県	安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村、麻績村
4	東金市外三市町清掃組合	千葉県	東金市、大網白里市、九十九里町、山武市
5	下諏訪町	長野県	
6	葛尾組合	長野県	千曲市、坂城町
7	筑西広域市町村圏事務組合	茨城県	結城市、筑西市、桜川市

### (3) 請求額

	団体名	請求額
1	南那須地区広域行政事務組合	235,616,000
2	高座清掃施設組合	180,352,000
3	穂高広域施設組合	129,003,000
4	東金市外三市町清掃組合	78,948,000
5	下諏訪町	7,949,000
6	葛尾組合	2,232,000
7	筑西広域市町村圏事務組合	748,000
	合計	634,848,000

### (4) 訴えの趣旨

檜曲地区民間廃棄物最終処分場に一般廃棄物を搬入した搬入団体に対し、搬入団体が負う廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の義務である一般廃棄物の処理を本市が代行実施したことに伴う費用について、民法による事務管理費用の償還請求（第702条第1項）の規定に基づき償還を請求するものである。